

○津山圏域資源循環施設組合の職員の服務に関する条例

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条及び第 55 条の 2 第 6 項の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合の職員の服務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 職員の服務等について、次の各号に掲げる津山市の条例を準用する。

(1) 津山市職員の服務の宣誓に関する条例

(昭和 26 年条例第 165 号)

(2) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

(昭和 41 年条例第 28 号)

(委任)

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。